

第26回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年5月16日（月） 13:57～15:59

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（部会長）廣松毅

（委員）深尾京司、縣公一郎

（専門委員）小針美和、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事務局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 縣委員は少し遅れるという御連絡を頂いております。ちょっと早目ですが、皆さんおそろいでいらっしゃいますので、ただいまから「第26回産業統計部会」を開催いたします。今回も前回に引き続き、農業経営統計調査の変更についての審議を行いたいと思います。

本日、西郷専門委員は御欠席でございます。

議事に入ります前に本日の配布資料について、総務省の吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 議事次第を御覧ください。本日お配りしている資料は2種類でございます。

資料1といたしまして、第25回、前回の産業統計部会の結果概要でございます。

資料2が前回部会において出されました意見等に対する回答でございます。

前回部会の結果概要につきましては、既にメールで御確認をいただいておりますので、説明は割愛させていただきます。参考までに資料1として添付しております。

今日は前回に引き続きまして、個別論点の審議をお願いするということになります。資料といたしましては、前回お配りいたしました資料3-1の審査メモ、3-2、3-3の3種類でございます。資料3-2は審査メモの添付資料ということでございます。これらが中心になります。もし今回お持ちになっていらっしゃらない場合、言っていただければ、多少ですが、余部がございます。よろしいでしょうか。

私からは以上です。

○廣松部会長 それでは、審議に入らせていただきます。本日の部会では、まず前回部会で宿題とされました事項の整理を行った後、前回審議できなかった個別論点について、引き続き審議を行います。個別論点につきましては、調査体系の変更、調査事項、調査票の分割まで議論を終えたいと思っておりますが、時間が許せば、調査方法の変更についても審議を進めたいというふうに考えております。

まず、宿題の一つ目でございますが、前回委員の方から御指摘がございました一戸一法人と組織法人経営体の区別についてでございます。一戸一法人につきましては、区分上、個別経営体、いわば農家の一部に含まれております。しかし、一戸一法人が家族だけではなく、外部からの雇用者を増やしていきますと、実態としては組織法人経営体と同じものになるのではないかとございます。

そこで一戸一法人と組織法人経営体の境目はどのように線引きされているのかということが、前回部会での御質問でございました。これにつきまして、農林業センサスにおける定義を確認した上で回答していただくということになっております。それでは、農林水産省の方から回答をお願いいたします。

○前原課長 それではお配りしております資料2の1ページに基づきまして、御説明させていただきます。

ただいまお話がございましたように、農林業センサスにおける一戸一法人は、家族経営体のうちの法人化している経営体を指します。家族経営体とは、雇用者の有無を問わず、1世帯で事業を行う経営体のことをいい、組織経営体とは、家族経営体以外の経営体をいいます。あくまでも、1世帯で事業を行うか行わないかにより区分されるものでございますので、雇用者、つまり農業経営のために雇われた者、経営者ではない関係者の多寡で区分しているものではないということでございます。

資料の下の方に農林業センサスにおける家族としての経営、組織としての経営の区分の概念を書いておりますけれども、まず農林業センサスでは、家族経営で行っているのか、あるいはそれ以外かということで分けます。次の整理として法人格を有しているか、あるいは法人でないかということで区分しておりますので、結果として家族経営体の中に一戸一法人、当然のことながら組織経営体の中にも法人化している場合、あるいは任意組織でございますけれども非法人、こういう形で分けられるということでございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これは言葉の問題かもしれませんが、資料2では家族経営体という言葉なのですが、農業経営統計調査では個別経営体という名前を使っていますが。

○前原課長 全く同じ概念です。

○廣松部会長 全く同じと考えていいのですか。

○前原課長 はい、全く同じ概念でございます。

○廣松部会長 何か言葉を使い分けた理由はあるのですか。

○前原課長 これは農業経営統計調査にかなり歴史があるわけでございますけれども、そういった中で個別経営体ということで使われてきたのですが、農業構造を見ますと、圧倒的に農家で経営を営んでいる方が多く170万ぐらいです。組織となりますと3万ちょっとになるわけですが、農林業センサスにおいては、報告者に分かりやすくするために、家族でやっているのか、家族でやっていないのかというような聞き方をしている関係上、家族経営体という言葉を使っておりますが、概念上は全く同じということでございます。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○納口専門委員 前回御質問をしましたので、ちょっと感想だけ述べさせていただきます。

お返事を頂きまして大変ありがとうございます。今回の審議事項ではないのでここでもどめさせていただくべきだと思っておりますが、ただ、世帯であるかないかというのは、回答者が答えるというふうに農林業センサスでもなっていて、世帯の概念というところについてかなり曖昧さがあるだろうなと思っております。ただ、センサスではこういうふうになっているということは今日よく分かりましたので、ありがとうございます。

○廣松部会長 確かに世帯概念一般に関しては、現在、いろんな形態が出現していて、どういうふうに捉えるか難しい側面がありますが、取りあえず今回の調査に関しては、そして農林業センサスのレベルもそうだと思いますけれども、調査対象者の自己申告ということになっていきますので、そういう形でこれまで行ってきたというふうにお考えいただければと思います。

ただ、前回の質問の中で、一戸一法人で家族だけではなくて、外部からの雇用者が増えると、実態として組織法人経営と同じになるのではないかとという質問で、外部からの雇用者を雇っている家族経営体というのは、どれぐらいの割合があるのでしょうか。

○前原課長 いわゆる一戸一法人自体がどれぐらいの数かと申しますと、2010年世界農林業センサスでは4,558経営体ということになっています。2005年ですと5,267経営体ということで、13パーセント程減っているわけです。

片や世帯以外で経営を行う法人経営体は、2005年農林業センサスでは13,869経営体、2010年では17,069ということで、圧倒的に一戸一法人以外の法人経営体、つまり複数の関係者で株式会社とか農事組合法人とか、そういった形で法人化している方が多い。

しからば今、御質問の一戸一法人の中で、雇用者をかなり雇っているかどうかという部分については、はっきり言ってつまびらかではございませんが、全体としては減少している。これは農家数が減少しているわけですが、その4,558経営体の中で、圧倒的に雇用者をどんどん増やしているということではないのではと推察されるということでございます。その割合等についてはまだ分かりませんが、今、申し上げたような数字からすると、全体が百何十万户でございますので、雇用者をどんどん増やしているということであれば、一戸一法人が成長化していくということでございますけれども、むしろ結果的に

減っている。場合によっては組織法人化ということになっているのかもしれませんが、そのようなことではないかと思えます。

○廣松部会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

確かに現状として一戸一法人で、そこに10人とか20人とか雇用者を雇っているところというのは、数はそう多くはないというふうに考えればいいのでしょうか。いかがでしょうか、その辺りは。

○納口専門委員 今前原課長からお話があったのですが、大規模な農業経営体での雇用というのは、今拡大していると思われまして、もしかしたら後からおっしゃったように、一戸一法人であると答えていたところが、組織経営体であるというふうに答えるように変化しているのかなというふうにも思えます。

私どもの近くの茨城の経営でよくありますのは、葉物の経営で、もう本当に家族だけで役員は構成しているのですけれど、例えば研修生を10人ぐらい入れているとか、そういう経営が出てきておりますので、実態とすると、実は一戸一法人と組織経営体をしゅん別するというか、その境目はどうもないのではないかなというふうに思っておりますが、ちょっとこの議論を出してしまうというふうに思っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。現在は過渡期というべきなのか、一戸一法人と組織法人経営体との区別に関しては、しゅん別することは困難な側面もあるようでございますが、ただ、今回のこの農業経営統計調査に関しては、現在の区別で行うということによろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に調査体系の変更の部分で議論になりました、「なたね、そば等生産費調査」のうち、組織法人経営体の部分の取扱いについてでございます。組織法人経営体は数的には農業経営体に占める割合は小さいのですが、面積ベースでは、シェアは小さくないのではないかと。引き続き把握すべきではないかというのが、前回頂いた御意見でございます。

今回「なたね、そば等生産費調査」の組織法人経営体に関わる部分を、農業経営統計調査には吸収せずに中止するという計画でございます。その理由に関しては、改めて整理をしていただいて、今回の部会で回答を頂くということになっておりました。

これにつきまして、農林水産省の方から回答をお願いいたします。

○前原課長 先程御覧いただきました資料2の2ページでございます。「なたね、そば等生産費調査」の経緯を述べさせていただきます。御承知のとおり、戸別所得補償制度が農政の根幹の政策となる中で、なたね、そば等につきましては、従来生産費を把握してございませんでした。

したがって、昨年度、21年産から急遽一般統計調査として把握するという事で、総務省とも御相談いたしまして実施することといたしました。

その際、政策段階では、戸別所得補償制度の具体的設計が明確ではございませんでした

ので、米、小麦及び大豆の主要品目については生産者の組織化も進展しつつあるという状況に鑑みまして、個別経営体とは別に組織法人経営体について、「なたね、そば等生産費調査」に追加的に組み入れる形で把握することとしたわけでございます。

しかしながら先般も御説明いたしましたように、平成 22 年度から導入されました、米の戸別所得補償モデル事業、それだけではなく、本年度から本格実施されています畑作物を含む農業者戸別所得補償制度においても、全国一律の交付単価を算定するに当たっては、個別経営体の生産費を活用するということになりました。したがって、組織法人経営体の部分につきましては、結果的に活用されていないということでございます。

一方で、これまでも御説明しましたように、農林統計組織においては総人件費改革で、この数年で人数が半減する中でマンパワーの効率化、重点化が、不可避となっております。

こうした中で、今申しました状況に加え、今般の見直しにつきましては、先般も御説明いたしましたように、担い手から重点的に抽出するという形から、全規模の農家をフラットな形で抽出していくという形に、標本抽出の体系を変えました。それから、政策的に重要度が高い個別経営体の小麦、米及び大豆生産費の精度を向上させるということで、それぞれ 200 程の標本が増え、結果的に基幹統計化いたします標本数というのは、従来、8,600 程度でございましたけれども、約 9,500 ということで、大幅に拡充する必要があったということでございます。

したがって、限られたマンパワーを効率的に重点的に配分する観点から、昨年一般統計調査で、急遽把握することにいたしました「なたね、そば等生産費調査」のうち、現時点において、政策的ニーズが明確化している個別経営体についてのみ、今回、基幹統計調査に統合するというところで、お願いを申し上げているところでございます。

いずれにせよ、組織法人経営体の生産費については、一般統計調査として 21 年から 23 年産の 3 年間に調査するというところで、有用なデータが蓄積されて利活用にも対応が可能というふうにも考えております。

この生産費の把握が今後も必要となれば改めて実施するというところで、総務省とも御相談したいというふうに考えています。ただ、今申しました経過もございまして、基幹統計化として今回お願いすることにつきましては、「なたね、そば等生産費調査」の、組織法人の部分を除きました部分でお願いできればと考えている次第でございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の説明に関しまして御質問、御意見ございますでしょうか。

○小針専門委員 1 点事実関係の確認をさせていただきたいのですが、生産費統計に関しての標本数の変化というのは、資料 3-2 の別添 1 の (2) ①の②になるのだと思うのですが、これはつまり、今回の計画では、米、小麦、大豆に関しては、元々は取っていたけれども、組織法人経営体の米、小麦、大豆はとらないということですか。

○前原課長 基幹統計調査としてはとらない。むしろ米、小麦、大豆の個別経営体の部分

については、地域別の精度を向上させるということで200標本程現状よりも増やしているということです。

○小針専門委員 つまり組織法人経営体のところは、元々、米、小麦、大豆も基幹統計調査としては取っていない。

○前原課長 現状では一般統計調査。資料の上側に「農業経営統計調査（基幹統計調査）」と書いてありますね。個別経営体の米、小麦、大豆というのは、既に基幹統計調査として取っているということです。

「なたね、そば等生産費調査」は一般統計調査でございますから、なたね、そば、それから三麦の個別経営体については、一般統計調査として現在把握しています。それを基幹統計調査として把握するという事です。

○廣松部会長 具体的には、別添資料の一番下、「なたね、そば等生産費調査」の組織法人経営体のところで、米、小麦、大豆に関しては、標本数が10ずつですね。

○前原課長 そうです。

○廣松部会長 今回の計画では、それを個別経営体の方で、191、192、194 それぞれ増やす計画ということですね。

○前原課長 はい。そういうことでございます。地域別の精度を上げていく、地域別の生産費というのが、議論としてあり得るということでございます。

○廣松部会長 ということで、資料2のところがございますとおりのような理由で、組織法人経営体の部分の米、小麦、大豆のところは、よしということがございますが、この点、いかがですか。よろしいでしょうか。小針専門委員、よろしいですか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。この点に関しましては、資料2に基づき了解したということにさせていただきます。

それでは、前回残りました宿題に関しては、以上にさせていただきます、資料3-1 審査メモで、前回議論できませんでした個別論点の審議に移りたいと思います。資料3-1の2ページ目の「調査対象範囲の変更」のところからでございます。では、審査メモに沿って、吉田調査官の方から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 今回の調査計画の見直しの中で、営農類型別経営統計を作成する調査のうち、集落営農と集落営農以外のいわゆる任意組織経営体を対象とする調査につきましては、従前の水田作と畑作を対象として実施してきておりましたけれども、調査の効率化、重点化を図るということで、水田作を集落営農として行っている経営体だけを対象とするという計画に変更しております。

これにつきまして審査した結果ですけれども、従来の調査で行われておりましたものにつきましては、任意組織経営体の数そのものが少ないということで、しかもその多くが水田作経営であるということ、また、今年の3月に閣議決定されました、「食料・農業・農村基本計画」におきまして、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成確保を推

進するとされていることなどを理由とするということが、農林水産省から説明されました。

確かに、任意組織経営体の母集団をみたときに、この資料の4ページを御覧いただきますと、任意組織経営体の母集団は、水田作経営が2,568で、あと100を超える経営体が畑作経営体、果樹作とありますけれども、こういうふうに見ていきますと、水田作経営がその大多数を占めている。しかも、その半数以上が集落営農であるということは、事実であるというふうにいえます。

しかしながら、戸別所得補償制度が、あらゆる経営形態を対象としているということを考えれば、任意組織経営体についても、引き続きデータの収集を行う必要があるのではないかというふうに考えます。

また、「食料・農業・農村基本計画」におきまして、小規模な農家や兼業農家も参加した集落農家の育成確保を推進することになっています。

この推進するという事の中には、まだ集落営農になっていないものを集落営農に導いていくということも重要な要素になっているというふうに考えられます。

これを踏まえますと、集落営農の前段階である任意組織経営体を一切把握しないということは、適当とは言えないのではないかとこのように考えました。

さらに、水田作以外についても集落営農が存在するという事も考えられるということで、集落営農について把握をすることに重点を移すというのであれば、水田作以外の集落営農について、一切把握しないという理由については、もう一度明確にしていく必要があるのではないかと。

したがいまして、限られたマンパワー等行政資源の中で調査の重点化、効率化を図る方向性というものは否定はいたしませんけれども、水田作の集落営農に絞って調査を行い、それ以外の任意組織経営体については調査しないということにつきましては、その合理性について再確認が必要ではないかとこのように考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この点に関しましては、資料3-1の4ページの一番下のところに、今、吉田調査官の方から説明がありましたとおり、大きく二つの事項に関して農林水産省の方に説明を求めています。

それにつきまして資料3-3のところで回答をいただいています。では資料3-3に基づきまして、この2点に関して説明をお願いします。

○前原課長 まず、任意組織経営体について集落営農のみを把握する理由、2点目が水田作を集落営農として行っている以外の経営体は把握する必要性が無い理由という、この2点を頂いておりますので、一括して恐縮でございますけれども、御説明差し上げたいと思います。

参考1の表をまず御覧いただきたいと思います。平成17年、つまり24年からではなくて、現在実施しております農業経営統計調査は2005年の農林業センサスをベースにしているわけですが、その当時の農林業センサスでは、任意組織経営体は13,723、集落営

農は、集落営農実態調査結果ということで、必ずしもその内数というわけではありませんが、実態的に7割を切っているという状況でございました。

しかしながら、集落営農というのは、先程の調査官の御説明にもありましたとおり、急速に政策的に集落営農化を推進しているという経過がございます。結果として集落営農が非常に増えている。2010年の農業センサスベースでいきますと、11,539、これはセンサスの12,804に対して9割を超えている。それから参考でございますけれども、直近の集落営農実態調査でも12,311ということで、更に増えているという実態がございます。そういう意味では、任意組織経営体がほとんど集落営農化している実態が、顕著になってきているということでございます。

加えまして、次のページを御覧いただきますと、平成21年の10ヘクタール以上の任意組織を見てみますと、任意組織全体と任意組織のうち集落営農の経営状況比較では、水田作付延べ面積及び粗収益、経営費に顕著な差がみられないというような実態がございます。

したがって、先程も申しましたように、標本数の拡充ということ、それから農業構造自体が変化しているということを考慮いたしまして、調査の効率化、重点化を図る観点から、私どもとしては任意組織経営体については、集落営農に限定するという事としたということでございます。

御指摘では、集落営農の前段階である経営体の把握について、小規模な農家や兼業農家も参画した集落営農ということで、私どもの基本計画では、そうなっているわけでございますけれども、個別経営体はその太宗を占めると考えられておりまして、今回の農業経営統計調査の見直しにおきましても、個別経営体の標本設計について、前回申し上げましたように、担い手に限らず小規模階層も含めたフラットな形で、一体的な設計として対応していくということでございます。これが集落営農に限定する理由でございます。

3ページを御覧いただきまして、しからば集落営農のうち水田作以外をなぜ把握をしないのかということでございますけれども、これも3ページの表で御覧いただきますように、集落営農を進めてきていたわけですが、平成18年、20年、23年の比較がございます。これは田面積が当該集落の耕地面積の5割以上、もしくは畑面積が当該集落の耕地面積の5割以上、つまり水田作が主か、畑作が主かで比べてみますと、大半が水田作となっております。しかも、そのウェイトが徐々に増えています。

畑作については若干増えてはおりますけれども、そのウェイトとしては、3.9パーセントということで、この傾向は変わらないであろうということもございまして、任意組織経営体の調査対象につきましても、水田作以外は把握をする必要がない、ここに限定した方がよいということで、今回こういう御提案をしているということでございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、一つずつ御議論をいただきたいと思いますが、まず任意組織経営体について、集落営農のみを把握する理由についてでございます。資料3-3の1ページ目及び2ペー

ジのところでございますが、これに関しまして、御質問、御意見ございますか。どうぞ。

○本間専門委員 事実の確認といえますか、通常理解ですと、任意組織経営体、つまり集落営農以外の任意組織経営体というのは、集落営農化に至るプロセスにある任意組織経営体というふうに考えてよろしいのかどうか。つまり、集落営農以外の任意組織経営体の母集団をどのように考えているのか。その辺りの見解を聞かせてください。

○前原課長 いわゆる集落営農と申しますのは、農林統計におきましては、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化、統一化に関する合意と申しますか、そういったことを不文律あるいは明文化は別として、そういった合意の中で実施している営農ということでございます。

集落営農というのは、集落営農実態調査でその実態を把握しているということでございますけれども集落営農以外というのは、今申しました、そういう生産過程における一部又は全部の共同化、統一化という合意が無い集落ということになります。しからば、ほとんどが任意組織経営体の中で集落営農化しているという実態の中で、母集団を把握しているかという、これは2010年世界農林業センサスではその部分についてはつまびらかにしていないというふうに私は聞いております。

○成瀬課長補佐 補足いたします。実は集落営農といえますか、組織に関する調査を行うときに、私どもにとっては母集団をどう捉えるかということが非常に大きな問題になります。御存知のとおり、例えば法人の組織であれば当然、年に1度決算を行いますので、きちんと帳簿を整理して代表者などがその収支、労働も含めて把握しているので、そこに調査をかければ把握できます。

ところが任意組織経営体というのは、いろんな種類がございます、組織といいながらも、実態は、生産工程の一部しか組織として行っていないものもあります。そういったものを我々がきちんと捉えようとする、例えば30人参加していれば、全員に聞かないと収支の全容が把握できない。そこで我々は、任意組織経営体であってもきちんと代表者が収支を全て把握できている協業経営体的なものだけを調査対象にしています。

今回の任意組織経営体の中で、集落営農と集落営農以外の概念の違いというのは、これも農林業センサスの中でいっている、いわゆる集落の過半が参加しているものを集落営農、過半まで参加していないものは集落営農以外という扱いにしまして、その中でも両方とも代表者がきちんと収支、労働などを把握できる客体を母集団と考えております。お答えになっているのかどうか、ちょっと分かりませんが。

○本間専門委員 申し上げたいのは、こういう変革期といえますか、変動期といえますか、いろんな構造が動いている中で、様々な形態が現れるという予想があるわけです。そのときに、それが今回の調査の目的かどうかということは別として、数の多寡だけで判断できない様々な動きというのを、どうやって捉えていくかということにおいて、ばっさり切るということが望ましいかどうかということがありますので、その辺りは別の調査とか、統計調査ではない調査ということもあるかもしれませんけれども、その辺りもどこかで把握

しておく必要があるのかなという認識を持っているものですから、ちょっと伺った次第です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今のお話で、基本的には農林業センサスの値から、ここでいう集落営農実態調査の結果を引いたものが、それ以外の任意組織経営体ということになるということですか。

○成瀬課長補佐 数的にはそうなりますが、実質的にはそこから更に、絞っています。いわゆる代表者がきちんと分かっている協業形態的なものということです。ただ、その数は2010年世界農林業センサスで分からなくなってしまうという実態がありまして、その範囲内でやっているということでございます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。ちょっと不思議に思ったのは、2ページ目の参考2ですが、10ヘクタールから20ヘクタールのところで、任意組織経営体と集落営農の比率なのですが、両者の比率が100を越えるというのはどういう意味なのでしょう。例えばA分のBで水田作付延べ面積でみると107になっていますね。

○成瀬課長補佐 水田作付延べ面積が、集落営農、つまりBは1,436.5アールです。Aの方は1,344.8アールなので、これで割ると、集落営農の方が7パーセント規模が大きいと表している。B割るAですので。BというのはAの内数ですが、ただ、Aはそのほかに集落営農以外のものが含まれていますので、それで数えるとその分多くなるということです。

○廣松部会長 定義上、任意組織経営体の中の内数として集落営農といった場合に、単純にどうして100を超えるのかなと思ったのですが。

○成瀬課長補佐 農業経営統計調査の結果ですので、一組織当たり平均です。

○廣松部会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○縣委員 そうすると、今後はこれまでの制度や発展でいうと、大きい分母の方の任意組織の中からのいろんなプロセスを経て集落営農に発展してきたということがあったのだろうと思います。今後はそういう推移の状況などは分からなくなるという理解でよろしいわけですか。集落営農になった状況を、今後、適宜把握していくということですか。

○成瀬課長補佐 構造的に9割が集落営農の母集団になってきましたので、今後はこのところをきちんと捉えていければ大丈夫であろうということで、こういうふうな形にさせていただくということもあります。

もう一点は、私どもとすれば労力の問題がございます。集落営農の母集団というのは、集落営農実態調査できちんと母集団を把握できます。

しかし、集落営農以外の母集団については、2005年農林業センサスまでは、集落営農実態調査が始まったころでしたので、農林業センサスの中で任意組織経営体の母集団がきちんと分かるようにしていた。協業経営体という概念です。ところが集落営農実態調査ができたので、任意組織経営体の母集団を判定する項目を2010年世界農林業センサスでは落としているのです。もし集落営農以外を把握しようとする、そこから始めなければいけな

い。つまり母集団整備から始めなければいけないということもありまして、かなりの労力をかけなければいけない。

一般統計調査として前回やらせていただきました「なたね、そば等生産費調査」も、実は農林業センサスの中で母集団が無かったのですが、価格算定に使うということもあり、我々は職員を使いまして情報収集をして、かなりの労力をかけて母集団整備をして標本設計をさせていただいた経過があります。

今回も、ここをもし引き続き設計するとなると、ここの部分の情報収集も職員にやらせて、その上で整備してやっていかなければいけないということもありまして、こういった面、いわゆる労力の面からも非常に厳しいというようなことがあるということでございます。

○本間専門委員 マンパワーのところはよく理解できるのですけれども、例えば資料3-3の1ページ、農林業センサスの結果、参考1ですね。平成17年から22年にかけて集落営農のパーセンテージが非常に上がっているじゃないかと。だから集落営農の増加傾向はこれからも続くのだといったようなニュアンスで説明があったかと思うのですけれども、これは政策の影響が大きいわけですね。今は、政権が変わりましたけれども、品目横断で集落営農の推進といいますか、集落営農によって政策の対象になるということがうたわれて集落営農が増えたという実態があるわけです。ですから、これを、ほかの条件が一定であって、自主的に集落営農が増えているというふうには読めないところがあるわけです。

そうすると、先程申し上げましたように、様々な任意の組織形態があって、様々な形の協業とか、それが集落営農に行くのか、あるいは法人組織に行くのか、様々なところを見るというのも、今後の農政にとっては重要なところではないかというふうに思いますので、ここはもうちょっと検討していただいてもよろしいのかなという気がしております。

○廣松部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この点に関しましては、まず任意組織経営体の考え方というか、政策的には確かに今、集落営農の方に動きつつある。ただ、それ以外の任意組織の経営体について、今後どう動いていくかということに関して見るためには、やはりそこをまだ調査する必要があるのではないかという御意見だったと思います。

それと併せまして、対象だけではなくて、もう一つ、集落営農のうち水田作以外を把握する必要が無いのかという点でございます。この点に関して、先程農林水産省の方から資料3-3の3ページについて説明をしていただきましたが、これも併せて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○納口専門委員 先程の本間専門委員の御質問と非常に類似しているのですけれども、集落営農で水田作以外のものという母集団はどういうものなのか、非常にイメージしにくいのですけれども、水田作の中には当然米だけではなくて麦、大豆、そばという水田を使って作るものが入ってまいりますので、畑の面積が50パーセント以上を占める集落営農というと、本州でもかなりあるのでしょうか。あるいは北海道のものなののでしょうか。ちよっ

とその辺りの実態を御説明いただければありがたい。

○廣松部会長 今現状を調べていただいていますので、ほかに何か御質問、御意見ございますか。

○小針専門委員 集落営農という言葉の使い方と申しますか、今、本間専門委員がおっしゃったように、今まで経営安定対策のときは集落営農を育成するという形で、規模要件なり何なりがあったときに、政策的に集落営農という形で使っていたのと、今また戸別所得補償になって、その中で集落営農という形で使われている言葉の定義というのも変わっている。それとはまた別に、統計としてここにある集落営農という言葉の定義があるということは、十分理解するのですけれども、もちろんデータを読み込むときには、どういう定義なのかというのを見なければいけないというのは前提としてはあると思いますが、一般的に使うときに、集落営農という言葉自体でイメージをするといったら変なのですけれども、ものがすごく曖昧なところがあるというふうに感じております。

その部分も踏まえましても、ここでいう集落営農というものが、どういうものなのかというのがきちんと見える形を統計として、定義をきちんと書くということになる以外のところは難しいのかとも思いますけれども、そういうことが少し必要なのではないかなど。

○前原課長 今おっしゃったとおり、統計としての定義は、集落内の経営体のうち約半数以上の経営体が参画した単位としての営農を行う経営体とする。この定義自体は今までもずっと変わりません。

ところが、政策的には、本間専門委員からもお話がございましたように、水田・畑作経営所得安定対策では、個別経営体として北海道では10ヘクタール、都道府県では4ヘクタール、集落営農で20ヘクタールという一定の要件を定めました。戸別所得補償制度は、これとは違う要件となっていますが、統計としての定義は変わっていません。

ですから政策的な云々というよりも、統計としての定義は今、申しましたように、集落内の過半が、経営体として参加している。それを単位として行っている経営体を集落営農というふうに、これまでもやってきているというふうに御理解いただきたいと思います。

○小針専門委員 私の理解不足のところなのかもしれないのですけれども、先程の御説明であった、今までの定義のとおり、ここでいう任意組織経営体の中の集落営農というのは、問題無く取れるのだけれども、任意組織経営体としては取れないという形の理解でいいということですか。

○前原課長 結構です。

○成瀬課長補佐 先程の納口専門委員のお答えと申しますか。納口専門委員の方からおっしゃったのは、畑作が50パーセントを超えるものが地域的にどこに多いかということですか。

○納口専門委員 はい。

○成瀬課長補佐 それは北海道と九州で大体半分ぐらいいらっしやいます。今データがあるのは平成22年の数字です。北海道で大体130から140集落程度、九州で140から150

集落程度、あとは東北とか関東に 100 弱ぐらいありまして、あとは 10 とか 20 程度散らばっているという状況です。

○廣松部会長 いかがですか。

○納口専門委員 ありがとうございます。

政策的にどのような担い手を作っていくのかというときに、水田作以外の作物についてはかなり個別でいけるという見通しがついているというふうに承知しているのですが、やはり土地利用型で特に水田作の場合は、個別に、大規模だけでなく集落というまとまりをとることによって、一定の規模の経済も実現されると。そういう主体を育成していくのだという政策目的からすれば、地域的な偏りはあるにしろ、政策として必要なデータとしては、水田作、田の面積が 50 パーセント以上を占める集落営農を取っていくというところには無理はないのではないかとこのように、私は思いました。ありがとうございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。この 2 点に関しまして、先程本間専門委員の方からございました、集落営農の前段階である任意組織経営体の把握に関して、再度考えていただくことはできないかという御要望がございました。その点、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

もちろん現在リソースという意味では、厳しい状況にあることは事実でございますし、先程御説明いただいたとおり、その部分に関して改めて母集団を整備する必要があるということのようでございますので、この点、どういたしましょうか。今日結論を出すのはちょっと難しいと思いますので、もう一度次回までに御検討いただくということで、よろしいでしょうか。

○前原課長 本間専門委員の御意見を確認させていただきたいのですが、農業経営統計調査によるということではなくて、任意組織経営体の動向というのは、かなり集落営農というのが政策的に推進されてきた経過もあるので、別途の形といいますか、そういった状況を把握するということが必要ではないかと、そういう理解をさせていただいてよろしいということでしょうか。

○本間専門委員 マンパワーの問題がありますけれども、コスト、マンパワーのことを除けば、私はこの調査の中にある程度仕組むということを考えてもよろしいのではないかと思います。それでかなわない場合であっても無視するのではなく、何らかの調査をしていただきたいという。今回の調査以外のところでやることを、いわばセカンドベストという形で、申し上げたつもりです。

特に、これだけダイナミックな変化の中で、そこを読み取るということも重要ではないかという問題意識からということ。そういう意味では、今回必ずやれということではなくて、その変化を把握するようなことがどこかで行われればいいというのが本音といいますか、希望であります。

○納口専門委員 次回にまた検討を少し残すのであれば、お願いしたいのですが、先程の繰り返しで恐縮ですけれども、本間専門委員がおっしゃったように、集落営農以外の任意

組織というところを、もうちょっとイメージを明確にしてほしい。多少お答えが曖昧というか、こうじゃないかということでおっしゃった気がするので、果たして集落営農に持っていきつつあるところの集団なのか。あるいはただ単に、例えば補助金をもらうのに共同で機械を入れたからというような、そういうものではないのかもしれないのですが、重視すべきかどうかというところを、少しイメージアップできるようなものがあれば、御提示いただければ、大変ありがたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今お二人の専門委員からも御指摘がございましたとおり、特に集落営農の前段階である任意組織経営体の変化を調べるかどうか、それをこの農業経営統計調査の中に含めるか、あるいは別途調査を考えるかという点。任意組織経営体、いわば集落営農の前段階である経営体というのが、具体的にもう少し分かるような形の御説明を追加していただくという点。この2点は次回、農林水産省さんの方から回答いただくということにしたいと思います。

それでは、取りあえず調査体系の変更、特に調査対象範囲の変更の部分に関しましては、以上にさせていただきまして、続きまして、調査事項の扱いでございます。

これは、資料3-1の審査メモでいきますと、6ページ以降でございます。この点に関しまして、吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 資料は審査メモの6ページからです。審査メモ別添資料1(3)①から御覧いただければと思います。ここに調査票を載せてございます。審査メモの添付資料がでございます。資料3-2になります。その別添資料1の(3)①という調査票の現金出納帳から始まっているものです。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。この農業経営統計調査ですけれども、非常に報告負担が大きいという割に、望ましい有効回答数が得られていないのではないかとということがございます。その一方で、この数年、農林水産省の地方支分局における統計担当職員の数的大幅に削減されているということで、従前のような手厚い調査員調査というのが物理的に不可能になっているということでございます。

そのため、審査メモの最後のページにございますけれども、前回の統計委員会の答申の中でも言われておりますが、調査内容の見直しについて検討すべしということが求められております。

調査対象の見直しに当たりましては、調査対象の範囲、調査方法といった視点がございます。調査事項についても、その見直しが必要というふうに考えられると思います。調査事項の見直しと言いますと、具体的にはこの調査でまとめております調査事項そのものが本当に必要なものであるのか、統計を作成するために必要なのかということ。また、青色申告データにより代替ができないものかといったことの検討も必要ではないかと考えられます。

これにつきまして農林水産省の方では、青色申告のデータについては、その区分が大き

過ぎて、政策的な利活用をするに当たっては、結局青色申告データのもととなる決算書類などの原簿ベースの詳細なデータを見る必要があるというふうな説明をしております。

そのため、農林水産省は、今回は調査事項の見直しそのものは行わないというふうにしております。しかしながらその代わりに、調査票の分割、回答方法の多様化といったことによつて、報告者の負担軽減を図ろうというふうに考えているということでございます。

前回、諮問の概要で説明いたしましたけれども、この調査には調査票が三つございます。現金出納帳、作業日誌、経営台帳でございます。今、お手元に別添資料1(3)①②③という調査票がついてございます。

現金出納帳と作業日誌につきましては、調査事項はそれぞれ日々の収入ですとか支出、日々の作業内容というものを記入するというところで、限定された内容になっており、基本的に調査事項を削減することは困難であるということは、理解はできます。ただ、現金出納帳については、その構成において、疑問に思う項目もあります。

また、資産等の報告を求めております経営台帳につきましても、見直しの余地が全くないのか、疑問がある調査事項もこれありということで、再検討していく必要があるということで、農林水産省の方に説明を求めているというのが、波線の枠囲み中の事項でございます。

まず、現金出納帳についてです。現金出納帳を2枚をめくっていただきますと、表の右肩に「3 農外収支」「4 事業外収入」という調査票があります。この現金出納帳の、「3 農外収支」、「4 事業外収入」、「5 事業外支出」とありますけれども、これについては、「農外収入」と「農外支出」という形でまとめてもいいのではないかと。言いますのも、集計表上も「農外収入」と「農外支出」というふうになっておりまして、「事業外収入」、「事業外支出」という区分はことさらに必要ないのではないかと。1点。

それから、この「3 農外収支」の「商鉦工業」の例示に「アパートや駐車場の経営等に係る収支」というのが挙がっておりますけれども、本当にこの例示でいいのか。ほかに例示がないのかというのが、2点目です。

3点目として、「3 農外収支」の「上記以外の収支」の例示である「宝くじの賞金品」などと「4 事業外収入」の「上記以外収入」の例示である「各種祝い金や見舞金」というものがありますが、これを分ける必要があるのか。

「4 事業外収入」の「給料・俸給」とは別に、「歳費及び手当」というのがありますが、わざわざ分ける必要があるのか。分ける実益があるのか。「給与手当」ということでまとめてしまえばいいのではないかと。「歳費及び手当」の例示として「議員や各種委員などの手当」となっておりますけれども、該当する客体がどれくらいあるのかといったようなことを説明を求めているところです。

次に、経営台帳でございます。添付資料1(3)③、A4の横の表になっています。この経営台帳の調査事項につきましては、全く削減する余地は無いのかということでござい

ます。例えばこれから述べる事項については、本当に必要なのかということで、農林水産省の方には説明を求めています。

その一つ目が個別経営体用の経営台帳の12ページです。左肩の「調査客体概況」の下の方の網かけになっている表、「カ 主要指標」です。ここで挙げられている、「農業者年金基金に加入している人の数」、「認定農業者制度を受けている人の有無」、「青色申告を行っているか否か」、「家族協定の策定の有無」、「農業従事日数と農業外従事日数の多寡」、この辺りは作業日誌で分かるのではないかとということです。

13ページになりますが、「個別調査客体概況(つづき)」になるのですが、「ア 主要指標及び作柄」で「認定農業者を受けている人の有無」、これは先程「カ 主要指標」のところにありますけれども、「認定農業者制度を受けている人の有無」というのがありますので、そこと重複している。

それから「農業所得と農外所得の多寡」は、現金出納帳を見れば分かるのではないかと。また、「事業外収入」については、農外所得は含まれているのかどうかといったことの確認を求めています。

「生産組織への参加の有無」、「10アール当たりの平年収量」、この平均収量についてはわざわざ過去5年のデータを計算させましておりますので、報告負担があるのではないかとということ、正確性がどれだけ確保できるかというのがよく分からないとことです。一方、「10アール当たりの平年収量」であれば、作物統計調査で把握していて、しかも地域ごとのデータであれば分かるのではないかとということです。

「主な被害の種類」ですけれども、これも過去5年の被害なのか、直近1年の被害なのかがよく分からない。その上これを書かせることで、集計上意味があるのだろうか。現在行われている作物統計調査の試行調査では、被害の状況についても削除するというふうにしているのではないかとということです。

経営台帳の13ページの「ウ 農業就業者等」とありますけれども、ここの経営台帳の4ページ目の「1 世帯員」との重複がありますということです。これは調査事項で本当に必要かどうかということで、農林水産省の方に説明を求めているという事項でございます。○廣松部会長 ありがとうございます。

調査事項そのものは、今回の計画では変更は行わないということですが、この調査自体の負担感がかなり強いのではないかと認識と同時に、前回の統計委員会の答申で指摘されたこともあり、その確認という意味も含めて、今、調査官から御説明をいただいたような指摘をしたものでございます。

幾つか細かい点があるのですが、要約いたしますと、現金出納帳の構成について、修正の余地があるのではないかとという点。2番目として、経営台帳の調査事項について、これを削除する余地はないのかという2点に集約されるかと思えます。

これに関しまして資料3-3で農林水産省の方から回答をいただいておりますので、その説明をお願いいたします。

○前原課長 それでは、御説明いたします。4ページです。今部会長からもお話がございましたように、現金出納帳の構成及び経営台帳についてです。

まず現金出納帳の構成につきまして、今現在は三つの構成、すなわち、「3 農外収支」と「4 事業外収支」、「5 事業外支出」というふうに分けているわけですが、
「4 事業外収入」、「5 事業外支出」を分けていましたのは、当然のことながら、農業経営の場合は、給与とかあるいは高齢化しておりますし、年金とかそういった部分が多いので、それを特出しした形で「4 事業外収入」及び「5 事業外支出」を設けていました。また「3 農外収支」の部分についても、林業、水産業、商鉱工業、上記以外ということで細かくしているわけですが、御指摘を踏まえまして、見直しをさせていただきたいと思います。

5ページを御覧いただきたいと思います。右側が今申しあげました現行の状況でございますけれども、御指摘のように「3 農外収入」と「4 農外支出」という二つの区分に集約いたしました。ただ、今申しあげましたように「事業収入」、「事業外収入」という部分も農業経営にとってウェイトが高いということで「3 農外収入」の中、あるいは「4 農外支出」の中に、「事業以外収入」、あるいは「事業以外支出」の部分を組み入れる形にしたということです。

ただ、御指摘のいろんな例示の部分とか、あるいは今まで商鉱工業、上記以外の収支というふうに書いてありましたけれども、農林水産事業以外の収入、それ以外の支出ということにいたしましたし、例示も含め御指摘を踏まえて適切なものにいたしましたということでございます。

戻っていただいて4ページでございます。一つは「給与・俸給」とは別に、「歳費及び手当」がある。これはわざわざ分ける必要があるのかということでございますけれども、「給与・俸給」は当然のことながら、サラリーマンとしての兼業を行っている場合ですが、
「歳費及び手当」というのは議員報酬などが別途加わっているということで、一般的には別の科目で整理されておりますので、足し上げるという行動が、調査客体のかえって負担になるのではないかとということで、ここは現状どおりさせていただければということになっております。

ちなみに御質問で、議員や各種委員会の手当とされておりますけれども、該当する客体がどれくらいいるかということでございますが、この手当の中には、私どもの農業経営統計調査の調査謝金が含まれるために、結果として全客体がこの科目に該当することになります。

ただ、議員報酬という部分については、全体で幾らというふうに書いておりますので、その部分は、客体ごとにどういう状況になっているかということは、つまびらかにできないという状況でございます。ただ、今申しあげましたように、諸謝金については、この項目で整理をするというふうにさせていただいております。

今、申しあげましたところが、現金出納帳の御指摘に対する私どもの考え方ということ

でございます。

6 ページに参ります。これは経営台帳につきまして削減の余地がないかどうかということでお話がございました。一つ申し上げなければいけないのは、先程の現金出納帳あるいは作業日誌というのは、調査客体にお書きいただくということでございますけれども、経営台帳は基本的には、職員が面接の際に職員側で整理する調査票ということでございます。協力が得られるところにつきましては、お書きいただく場合もございますけれども、基本的には、職員側が経営の状況を把握しています。しかもこれは5年間続くわけでございます。初年度は調査客体側が初めてでございますので、職員がお聞きするという部分がございしますが、それ以降は、プレプリントといたしまして、その客体の一番当初の状況が印刷された状況が分かりますので、いわば状況が変わっているところだけを確認するというところで、これについても、お書きいただく調査客体であったとしても、極力軽減をするという考え方、あるいは手法をとらせていただいているということをご理解いただきたいと思っております。

その上で、経営台帳の記載項目につきまして、いろいろ御指摘をいただいております。ただ、基本的にはこの農業経営統計調査は、非常に政策的に重要な調査だと、私どもは自負しているわけでございます。すなわち、先程来お話がございましたように、農業施策をどういうふうに展開していくのか。その上で約1万客体に、非常に重要な項目でございますので、経営状況を面接あるいは調査客体の毎日の記載によってお願いするというところでございます。政策的にも標本をベースとした、今後の経営改善に対してどのような支援が可能なのかどうか、その検討素材に多々活用されているということがございます。そういったことで、その基本情報として重要だと思われるものを設けているということについて、まず御理解いただきたいと思っております。

その上で、個別にいただいております御指摘につきまして、7 ページ以降、御説明を申し上げたいと思っております。一つは経営台帳（個別経営体）の12 ページ、「10 調査客体概況」の（1）の「カ 主要指標」の「農業者年金基金に加入している人の数」の部分。これは不要ではないかということの、以下同じなのだろうと思っておりますが、これにつきましては農業の高齢化が進む中で、農業者年金に加入しているかどうかというものと、経営状況の関連把握のために、いろんな集計を求められているところがございしますので、こういったところについては、引き続き設定させていただきたいということでございます。

「認定農業者制度」でございますけれども、これは既に御存知のとおり、個別の経営体そのものが、今後の将来の経営改善につきまして、自ら計画を立てる。これは当然のことながら、都道府県の構想なりあるいは市町村の構想、この地帯の農業経営構造をどういうふうに持っていかかという、そういうものに裏打ちされた形で、個別の経営体がそれぞれ判断していく。そういったものに対して、認定農業者として認定するという行為なのですが、やはりそういった意欲を持っている認定農業者がどの程度おられるのかということについては、私どもとしては極めて重要だと思っております。そういった認定農業者に施策

を集中するという事柄も、これまでいろいろ議論がありましたし、今後とも、そういったことにつきましてはあり得るということで、これにつきましてもお願いしたいということです。

「青色申告を行っているか否か」ということをございますけれども、これは私どもが調査項目を確認する場合に、決算書類の具備状況が青色申告と白色申告とは全く違ってまいりますので、そのための確認項目となっています。ただ、先程申しましたように、翌年以降はプレプリント項目となっていますので、特段の調査客体負担は無いということをございます。

それから、これは後程御議論になると思っておりますけれども、新たな手法の導入を検討する際の、重要な指標となることから、引き続き設定をさせていただきたいということをございます。

「家族協定の策定の有無」をございますけれども、これも家族経営が主体となる中で、各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる農業経営を目指して、一定の協定を結ぶというのが施策的に設定されているわけです。やはり、そういった形での家族協定を締結している農業経営体は経営意識が高いということで、これからの担い手あるいは人材育成といった観点から重要な指標となると考えていますので、引き続きお願いをさせていただければということをございます。

最後をございます、**「農業従事日数と農外従事日数の多寡」**については作業日数で分かるのではないかとということをございますけれども、作業日誌では、農業及び農業生産関連事業に関する労働日数について把握しておりますけれども、農外従事日数というのは、把握しておりません。したがって作業日誌では農外従事日数と農業従事日数、この多寡を把握することはできないものですから、経営台帳で把握しています。農業従事日数と農外従事日数の多寡というのは、経営形態別経営統計というのを別途作っております、いわゆる農業従事が主なのか、あるいは農外が主なのか。そういった区分をして集計をしている。いわゆる、昔でいうところの一種兼か専業かというものでございます。その集計に特に必要でございますので、把握をさせていただいているということをございます。

長くなって恐縮でございますけれども、資料3-3の8ページ、経営台帳（個別経営体）の13ページ、「10 調査客体概況」の(2)-1「ア 主要指標及び作柄」の「認定農業者の認定を受けている人の有無」ということで、これも経営台帳というのは先程申しましたように、基本的には職員側で整理する経営の状況でございますけれども、これは経営台帳そのものは、営農類型別経営統計と生産費統計の二つの統計を作成するために、両者に必要な調査事項といずれかに必要な調査事項を包含した構成になっております。経営台帳の12ページ「10 調査客体概況」の(1)「カ 主要指標」、今、御指摘がありました「認定農業者制度の認定を受けている人の有無」は、営農類型別経営統計の調査客体についてのみ把握をすることになっております。生産費統計の調査客体につきましては、それぞれの統計において把握するため設定しております、重複して把握する必要はないというふ

うに考えておりました、この点、御理解を賜ればというふうに思っております。認定農業者制度の必要性は先程申し上げましたので、これについて御理解を賜ればというふうに思っています。

「農業所得と農外所得の多寡」の必要性についてでございますけれども、これも認定農業者と同じく地域の担い手としての指標としての主業農家であるかどうかということ、一つの指標として重要視しているわけでございます。生産費統計につきましては、農業に係る経費のうち、生産費該当作物の生産に投入した費用、労働時間等を把握するだけでございまして、調査客体の農業所得全体、それから農外所得全体は把握していないわけでございますので、そのために、どちらが多いのかどうかということを把握させていただいている。その結果、主業農家かどうかを判定しているということでございます。

「生産組織への参加の有無」ということでございますけれども、これは個別経営体が、コストの低減、農作業の効率化という形でさまざまな組織に参画しているかどうか。これを把握するためでございますけれども、これについても例えば農作業の受託とか機械・施設の共同利用といったことが考えられるわけですが、そういったことへの更なる支援といったことを検討するに当たって、我々としても政策部局から集計等の要望が相当ございますので、引き続き設定させていただければと思っております。

資料3-3の9ページですけれども、「10 アール当たりの平年収量」の必要性があるのかどうかという議論でございますけれども、農産物生産費統計の平年収量は、客体の5年間の10アール当たり収量から、いわば最高・最低を除いた3年間の平均収量でございます。やはり、正常な生産活動における生産費であるかどうかということ判断の上で、必要不可欠な項目として考えております。過去5年間の収量データの把握に当たっては、一般的には経営体は過年時のライスセンターの利用に係る伝票を保存していますので、記帳報告では大きな負担はかかっているのではないかと思っております。それから、青色申告を行っている調査客体については、収支以外の決算書類の保存義務が5年でございますので、データの正確性は確保されているというふうに思っております。なお、生産費統計で必要とする平年収量は、作物統計の地域ごとの平均データではなく、調査客体ごとのほ場データですので、作物統計では代替できないということでございます。

「主な被害の種類」の必要性ということで、5年の被害なのか、直近1年の被害なのか分からないという御指摘がございましたけれども、調査票の上部に「本年の状況を記入していただきたい」ということを注釈つきで書いてございます。しかも、この項目につきましては、被害による生産費への影響について、その要因を確認することやデータの正確性を検証する上で、必要と考えていますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

最後になりましたけれども、経営台帳（個別経営体）13ページの「10 調査客体概要」の(2)-1の「ウ 農業就業者等」の部分につきまして、その世帯の中では一般的にどういう世帯員がいるのかということだけであって、農業就業者とか農業専従者とか、あるいは年雇用をしているのかという項目がございませんので、当該項目を把握しているわけで

ございまして、御指摘のような重複は無いというふうに考えております。

るる申し上げましたけれども、調査の見直しについても私どももそういう議論を当然のことながら考えてきたわけでございます。今回は農政の転換ということで、戸別所得補償制度を初めとする、きめ細かな農政の展開が必要だという中で、政策部局からは、これまで同様の調査が必要だということを強く主張されたという経過もございまして、今回の調査事項につきましては、今後の政策展開にも極めて重要だということで、変更は行わなかったということにつきまして、御理解を賜ればというふうに思います。非常に長い説明でございましたけれども、以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。この調査事項の扱いに関しまして調査官から詳細にいろいろ指摘を頂き、それに関して調査実施部局としての農林水産省の方から答えをいただきました。

先程も申しましたとおり、大きく分けて現金出納帳の構成についての問題点と経営台帳の調査事項の部分と大きく二つに分かれると思いますので、まず現金出納帳に関しまして御意見をいただければと思います。

資料3-3の5ページのところに、審査官室からの指摘も踏まえて、そのような形で変更を行いたいという回答でございますが、これに関していかがでしょうか。

○深尾委員 「3 農外収入」と「4 農外支出」に大きくくくるのはよく分かって賛成なのですが、ちょっと伺いたいのは、今まで「事業外収入」と「事業外支出」としてきたところを「事業以外収入」「事業以外支出」と変わっていますけれども、これは「以外」というよりも、ただ「外」にした方が、「事業外収入」とこれまでの表現方法が適切なような気がするのですが、何か理由があって変えられたのかということ。

それから、新しい変更後のところで「事業以外収入」の中の「年金等」とか「退職金」というのは「事業以外収入」からは別の範疇のように見えて、一番下も「上記以外の支出」というのも、「事業以外支出」と別の範疇に属するかのようには欄が分かれていますのですが、これも何か意味があるのでしょうか。「事業以外収入」の一部のように、例えばこれまでどおり扱った方が適当なような気がするのですが。

○前原課長 今、御指摘の「事業以外収入」「事業以外支出」については、特段意図はございませんので、従前どおり「事業外収入」「事業外支出」というふうにした方がよろしいと私どもも考えます。

ただ、現行の3区分について、いろいろ例示についても確かに不適切な部分があったかなと私どもは反省しているわけですが、公表に当たって、年金等の給付金の部分については、実は現状では「事業外収入」の中に全部含まれているわけですが、「事業以外収入」「事業外収入」という項目と「年金等」の収入ということを別建てで公表している経過がございます。

したがってその実態に合わせた形で、「年金等給付金」の部分を「事業外収入」から外出しをしたということでございます。ですから、従前がある意味では集計の整理と合っ

いなかったということもございまして、そういうふうに整理をさせていただいたということでございます。

○小針専門委員 細かい点なのですが、よろしいですか。今おっしゃったことも確認すると、公表ベースの、実際に農林水産省さんで統計表として出されるものは、「農業収入」、「農外収入」、「年金等収入」という形で分かれていて、「農外収入」には、年金などというのは、基本含まれていないと記憶しているのですけれども、現在公表されている統計表の「農外収入」と、ここでの「3 農外収入」とは違うという形ですか。

○成瀬課長補佐 おっしゃるとおりです。分かりやすく言いますと、我々の所得のまとめ方というのは「農業所得」があって、その後に「農業生産関連事業所得」があって、「農外所得」があって、そのほかに「年金等収入」がございまして。今おっしゃいましたように、ここで「農外収入」といっていますけれども、実はこのうちの上の部分が「農外収入」で下の部分が「年金等の収入」ということです。ただ、我々の整理として、「農外等収入」としたときには二つ合わせるとということもございまして、御指摘もございましたので、これは農家の方に書いていただくのが基本ですので、分かりやすくという意味では、「3 農外収入」の中にまとめているのですが、統計表章の仕方としては今言いました、「3 農外収入」の中の「事業外収入」までが「農外収入」で、そこから下が「年金等収入」という形で、別建てで公表しているということです。

○廣松部会長 もちろん調査対象者の方の書きやすさということもあるでしょうし、公表数値の継続性という点からいうと、もう少し整理をした方がいいかなという気もいたしますが、かといって余りドラスティックに変えてしまうと、またそこで誤解が起こると困る点も出てくるような気もいたします。

その意味で、今の回答で、農業以外の収入とか支出の「以外」の「以」は取る、「事業収入」「事業外収入」「年金、退職金、上記以外の収入」という3区分にするということではよろしいですか。

○前原課長 はい。

○廣松部会長 公表の仕方が、また違う形になっているようですので、そこをどうするか。こういう形で、調査票を変更していただいた場合に、なるべくならば、公表の形式もそれに合わせた形式が望ましいというふうに考えます。それに関しては、先程も申しましたとおり、今までの公表の形式が、先程説明があったような形になっているようですので、その点は今後考えていただくということにしたいと思いますが、いかがですか。

○成瀬課長補佐 公表スタイルは全く変わっておりません。従前も今回も変えるつもりはなくて、変更前は「事業外収入」に「年金等収入」も含まれていたもので、今回御指摘もございましたので、農家の方からすると、我々はこの表というのは農業に関するもの以外は全部ここで一括整理してもらってもいいですという言い方をしています。したがってここに書きやすくまとめて、年一本で書いてもらおうということだったので、農家の方からすれば農業以外なので、「農外収入」、「農外支出」という整理でいいのかと思いましたが

れども、確かに分かりづらいということであれば、例えば「3 農外収入」のところを、我々が一般的に言っている「農外等収入」、「4 農外支出」を「農外等支出」というふうに「等」を入れておいて、そして「3 農外等収入」を、「事業収入」と「事業外収入」、更に下の「年金給付金(公的)」から「上記以外の収入」までを1本縦に線を入れて例えば「年金等収入」という形でまとめて、修正して出させていただきます。

○廣松部会長 今、口頭で御説明いただいたもので、かなりすっきりするだろうと思います。この件に関しては、次回そういう形の変更の分を改めて現金出納帳の案の提出をお願いしたいと思います。

今回の部会審議では、調査項目個々を細かく議論していますと、時間が足りなくなってしまうものですから、取りあえず大きく現金出納帳の部分と経営台帳の部分に関して、審査官室側の質問に対して、農林水産省側の回答に関して御審議をいただくということにしています。6ページ以降に経営台帳に対する指摘に対する回答でございます。これに関して何か御意見ございますでしょうか。

○縣委員 私はこの分野は全く素人で、専門でも何でもありません。それで初めてこういう調査をされているということを知ったわけでして、大変プリミティブな感想で恐縮なのですが、青色申告を行っている方が何パーセントぐらいおられて、その青色申告の資料と今回の資料とはどれくらい重複して、御本人としては使えるのか。要は非常に自らの勤労について詳細な調査をされているわけで、他方、税務ではそれがまた求められるところ。そうすると御本人としては、もし二つ別々にするのであれば、非常な負担ではないかという予測のもとに申し上げるのですが、青色申告をされている方はどれぐらいいらして、その場合にどれだけ汎用性があるか。両方になるべく使えるような資料になっているかということについてお答えいただけますでしょうか。

○成瀬課長補佐 正確ではありませんが、たしか5割を越えていて6割ぐらいの方が何らかの形で青色申告を最近なさっていらっしゃるということは聞いています。ただそれを直に使えるかということ、なかなかそれが難しい問題がありまして、税務署に出す場合は、最終的なものを出せば、それで対応できるということになっています。私どもの調査で必要な項目を大きくりの項目に合算してしまうと、調査として成り立たない。

例えば生産費をやろうとしたときに、米の収支というものを把握しなければいけない。ところが青色申告というのは、米の収支という取りまとめではなくて、農業のトータルの収入と支出というふうになっていますので、そこを分解しなければいけないということがあります。

したがって全く使わないわけではなく、もととなる青色申告の細かい資料などを我々が見せていただきながら、そこから米に使った部分とか麦に使った部分を分解するような形を職員が取る。または農家の方にそこを更に分けていただくというようなことをしながら整理させていただいています。今でもそういった関係帳簿の閲覧は行っていますし、今回はそういったものを郵送もできるようにしましょうと。それによって、この後出てくるも

のなのですが、少しでも効率化させましょうというような形で行おうとしています。

○県委員 というのは、我々でいうと確定申告なのですが、自分がやっている手間を考えると、相当大変でいらっしゃるのではないかという推察が出てくるので、今おっしゃったように、調査結果活用の効率化というようなことを少しでもお考えいただいた方がいいのではないかというのが、実態は分かりませんが、単なる感想として抱かせていただきました。

○成瀬課長補佐 繰り返しになりますけれども、青色申告を使わないということを行っているわけではなくて、これまでも青色申告のデータを我々は活用させていただいています。ただ、青色申告でまとめた結果をそのまま使うということでは、農業経営統計調査の項目としては足りないということでございます。それをもとに、そこから更に分けていただいたりとか、農業経営統計調査の区分に変えてもらったりとか。例えば青色申告に労働時間は関係ありませんから、労働時間は書いていただくとか。そういうふうになるべく効率的にやるために、今回はパソコンに入っているデータなども、活用しつつやっということで、なるべく効率化するようなことで考えております。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

6 ページ以降に回答として書いていただいているとおり、経営台帳にあります項目に関してそれぞれ政策的な理由とか、あるいはさまざまな経緯もあって現行のような形になっているということでございます。確かに一見してかなり記入者負担が大きいということは確かだろうと思います。ただ、この経営台帳は職員の方が聞き取り調査をして整理をするという形になっているようですので、今後これが維持できるかどうか、そこは大変難しい点はあるかと思いますが、今回の計画では、こういう形で調査を維持したいということのようでございます。

また6 ページに書いてございますとおり、一部協力が得られる客体からは自計によって書いていただくということも導入しつつあり、その場合にプレプリント方式も導入しているということで努力をしていただいていると思います。この点いかがでしょうか。

○納口専門委員 ちょっと勉強不足で教えていただければありがたいと思うのですが、認定農業者あるいは青色申告家族経営協定の認定を受けているかどうかとか。行っているかどうか。策定しているかどうかによって、例えば経営の状況がかなり違うというようなそういう分析もして公表しておられるのかどうか。すみません、不勉強で恐縮ですが、お教えいただければ、ありがたいと思います。

それぞれ政策的に推進しているので、これが重要なのだということは、統計をとらなくても分かっていることなのですが、それが統計と絡んでどれだけ重要性があるのかというところを教えていただければ。

○成瀬課長補佐 認定農業者だけを抽出して集計し公表しております。そのほかのものというのは、必要に応じてやっているということがありまして、過去にやった例はございませんけれども、一般的な公表は行っていないということでございます。

○納口専門委員 その辺は政策の効果を測定するという事に結びつくわけですね。

○成瀬課長補佐 そのとおりです。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

この調査項目の件に関しましては、先程の回答として、まず、現金出納帳に関しては、資料3-3の5ページにございます変更案に関して、もう一つ項目をまとめていただくと同時に、言葉の修正も含めて改めて修正案を次回出していただくということにします。経営台帳に関しては、個々の調査項目に関して幾つか御意見等ございましたが、最初に申し上げたとおり、この点に関しては、前回の統計委員会での指摘に関して、今回この計画に沿ってこの部会としても審議をして検討したということで収めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ちょっと進め方が悪くて、時間がほぼ迫ってきてしまいました。今日御審議いただいた点のうち宿題というか、次回農林水産省さんの方から改めて御意見をいただくというのは、まず調査体系の変更のところ、任意組織経営体の部分。この点に関して、集落営農の部分に関しては、既にかなり詰めていただいているのですが、それ以外の任意組織経営体の部分に関して、どういうふうに今後考えるのか。今回の農業経営統計調査の中に入れ込むのか。それとも別途それを把握するような方法をとるのか。その点に関して、次回部会までに案をまとめていただければと思います。

それから、もう一つ、先程申しました現金出納帳の部分の変更案に関して、資料の提出をお願いしたいということにしたいと思います。

本来はもう少し進めたかったのですが、時間が来てしまいました。一応これまでのところ、資料3-1の審査メモで参りますと、1の調査体系の変更、本日、調査対象範囲の変更に関して先程申しましたとおり、任意組織経営体の部分に関して改めて考えをまとめていただいたものを出していただく。5ページの標本設計に関しては、前回御議論をいただきまして、御了承を頂きました。

6ページ以降、調査事項の扱いに関しましては、先程申し上げましたとおり、現金出納帳の部分の変更案をお出しいただくということで、取りあえず7ページのところまで審議をいただいたということになります。

次回、8ページ以降、今日残りました部分に関して御審議をいただくということにしたいと思います。時間が迫ってまいりましたので、審議に関してはここでとめさせていただきます。先程遅れてお見えになりましたけれども、縣委員、今回この部会に初めて御出席いただきまして、前回御欠席でしたので一言だけ。もう既に御発言いただいておりますが、御発言いただければと思います。

○縣委員 統計委員会の委員をしています、縣です。専門は行政学で、その限りで統計行政を議論しているのですが、セクターとして専門を統計上持っているわけではございませんので、先程のような発言をさせていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

す。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。それでは次回以降の予定に関しまして、吉田調査官の方から申し上げます。

○吉田調査官 次回の部会ですけれども、6月3日金曜日、開始の時間が16時午後4時になります。これまでよりちょっと遅くなりますので、御注意願います。

場所は今日と同じこの会議室でございます。今回は先程部会長の方から整理していただきましたけれども、本日の宿題とされた事項に関する整理を行った上で、個別論点の審議を一とおりに終えたいと考えています。また進捗によりましては、既に御審議いただいている範囲で、答申案の骨子をもお示しできればというふうに思っております。

また、次回の部会で必要な資料等ございましたら、準備の都合等もでございます。5月20日までにメール等適宜の方法でいただければと思います。

本日お配りしている資料は、量的には少ないですけれども、前回の資料と併せまして、お持ち帰りいただかないでそのまま机に置いていただいても結構でございます。今回と同じように、次回机の上に置かせていただきますのでよろしくお願いたします。

資料3-1から3-3については必須でございますので、もしお持ち帰りいただく場合には、次回の部会にはお持ちいただくようお願いしたいと思います。以上です。

○廣松部会長 本日の部会の結果概要は、今週の金曜日、5月20日（金）に統計委員会がございまして、その場で、前回の部会概要と併せて報告いたします。なお、今回の部会から日数がありませんので、今回分については、さしあたって、口頭での報告としたいと考えております。また、5月20日の統計委員会は、所用により、私、欠席いたしますので、深尾部会長代理をお願いしたいと思います。深尾先生、よろしくお願いたします。

それでは、本日の部会審議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。